

令和3年度所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになっております。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、令和3年度の所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況を公表いたします。

【算定条件】

1. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - （1）肺炎
 - （2）尿路感染
 - （3）带状疱疹
 - （4）蜂窩織炎
4. 算定するにあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報公表を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。